

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第15号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年2月12日 04時15分ごろ
発生場所	秋田県秋田船川港秋田区 船川防波堤灯台から真方位094° 5.5海里付近 (概位 北緯39° 52.05′ 東経139° 59.04′)
事故等調査の経過	平成27年3月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八 ^{かね} 兼丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	AT3-9977（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定（免許証失効中） 甲板員、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	バルバスバウに破口
事故等の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、秋田船川港秋田区西方沖の漁場ではえ縄漁の操業後、秋田県男鹿市船越水道の入口付近に向け、甲板員が単独で操船を行い、約11ノットの対地速力で自動操舵により東進していた。 甲板員は、背もたれの付いた椅子に腰を掛けて操船を行っていたところ、居眠りに陥り、平成27年2月12日04時15分ごろ衝撃を感じて目覚め、船越水道南東方の浅瀬に乗り揚げたことを知った。 本船は、自力で離礁できず、来援したタグボートに引き出され、自力航行して秋田県潟上市天王漁港に着岸した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期 秋田県潟上市には、本事故当時、濃霧注意報が発表されていた。
その他の事項	船長は、レーダーの接近警報を切っていた。 本船の操舵室は、閉め切った状態で暖房が入れられていた。 船長及び甲板員は、操業による疲労を感じていた。 船長は、甲板員の隣で仮眠中であったが、乗揚の衝撃で目覚めた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、秋田船川港秋田区西方沖の漁場から船越水道の入口付近に向けて自動操舵で東進中、単独で操船中の甲板員が居眠りに陥ったことから、同水道南東方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>甲板員は、操業による疲労が蓄積し、また、背もたれの付いた椅子に腰を掛けて操船を行っていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、秋田船川港秋田区西方沖の漁場から船越水道の入口付近に向けて自動操舵で東進中、単独で操船中の甲板員が居眠りに陥ったため、同水道南東方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操船中に眠気を感じた場合は、窓を開けて外気に当たったり、椅子から離れて身体を動かしたりするなどして眠気を払うこと。 ・ 操縦免許証を受有していなければ、小型船舶操縦者として乗船してはならないので、操縦免許証を失効している者は、失効再交付講習を受けて有効な操縦免許証を受有してから乗船すること。